

古民家再生の専門家登録に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、長野県古民家再生協議会（以下「協議会」という。）が、長野県が行うふるさと古民家再生支援事業を古民家再生の専門家（以下「専門家」という。）との連携体制のもと円滑かつ効果的に実施するため、専門家の登録及び利用について必要な事項を定める。

(専門家)

第2条 本要領に定める専門家とは、次の各号に掲げる者のうち、長野県が行うふるさと古民家再生支援事業の実施の趣旨に賛同し、協働の意欲のある者とする。

- (1) 建築士有資格者のうち、伝統的木造建築又は古民家再生に関する専門的知識を有する者（ヘリテージマネージャー、歴史的建造物活用プランナーなど）
- (2) 伝統的木造建築若しくは古民家再生に関する施工の技能又は経験を有する者（大工、棟梁、茅葺き職人など）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において同等の能力があると認められた者

(協議会の役割)

第3条 協議会は、専門家登録事務及び登録情報の管理と、各種情報の提供を行い、登録促進を図る。事務局は、別に定めるところにより専門家をホームページに掲載する等の情報発信を行う。会員は、それぞれの会員及び関係者に本制度の周知及び協力の呼びかけを行うこととする。

(反社会的勢力等の排除)

第4条 登録申請者は、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと
- (2) 靈感商法、高額献金、過度な勧誘等により社会的に問題視されている団体またはその関連団体と、資金提供、活動参加、その他継続的関係を有していないこと
- (3) 前号に掲げる団体または反社会的勢力と、役員の重複、資金の流れ、活動目的の共通性等により、実質的な関係を有すると認められる者でないこと
- (4) 公共の秩序または善良の風俗に反するおそれがある活動を行う者、またはこれを助長する行為を行う者でないこと

(登録の申込)

第5条 専門家は、個人ごとに登録するものとする。

- 2 専門家の登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、「古民家再生の専門家登録申込書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「登録申込書」という。）」（様式第1号）を長野県古民家再生協議会長（以下「協議会長」という。）に提出しなければな

らない。

(登録の決定)

第6条 協議会長は、前条の登録申込書が提出された場合において、第2条第1号及び第2号に該当すると認められるときは、登録希望者を「古民家再生の専門家登録台帳（以下「登録台帳」という。）（様式第2号）に登録することができる。

- 2 協議会長は、前条の登録申込書が提出された場合において、第2条第3号により登録希望者を登録台帳に登録する場合、協議会の議を経て決定する。
- 3 協議会長は、前2項の規定による登録の決定をしたときは、「登録台帳」に登録するとともに、「古民家再生の専門家登録通知書」（様式第3号の1）により、当該登録希望者に通知するものとする。
- 4 前項により登録された専門家は、登録事項に変更が生じた場合は、直ちに「古民家再生の専門家登録事項変更届出書（様式第3号の2）により協議会長に届け出なければならない。
- 5 協議会長は、前項の規定による登録事項変更の届出があったときは、「登録台帳」に登録するとともに、「古民家再生の専門家登録事項変更通知書」（様式第3号の3）により、当該登録希望者に通知するものとする。

(登録期間)

第7条 登録期間は登録した日から5年間とする。

- 2 登録の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）は、「古民家再生の専門家登録更新申込書（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「更新申込書」という。）（様式第4号の1）を協議会長に提出しなければならない。
- 3 協議会長は、前項の更新申込書により更新を認めるときは、「古民家再生の専門家登録更新通知書」（様式第4号の2）により、当該更新希望者に通知するものとする。
- 4 更新申込書の提出がないときは、登録期間の満了をもって当該専門家の登録を抹消するものとする。

(登録台帳の利用)

第8条 登録台帳は、県が実施するふるさと古民家再生支援事業において利用するとともに、別に定めるところにより、閲覧に供するものとする。

(登録の取消し)

第9条 協議会長は、第1号に該当する場合は協議会長が、第2号から第4号の一に該当するときは協議会の議を経たうえで、専門家の登録の取消しを決定するとともに、「古民家再生の専門家登録取消通知書」（様式第5号の1）により当該専門家に通知するものとする。

- (1) 専門家から登録取消の申出があったとき
- (2) 登録申込書の内容に虚偽があったとき
- (3) 専門家が前条に掲げる事業実施にあたり、当該事業の趣旨に反する行為を行ったと認めら

れるとき

(4) その他協議会長が適当でないと認めたとき

2 前項第1号の申出は、「古民家再生の専門家登録取消届出書」（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）（様式第5号の2）の提出により行う。

附則

この要領は、令和2年11月18日から施行する。

この要領は、令和3年3月10日から施行する。

この要領は、令和5年5月9日から施行する。

この要領は、令和8年1月9日から施行する。